

登園許可一覧表

～ お子さんが下記の病気になった場合は、医師の診断に従ってください ～

出席停止は、学校保健法施行規則によって感染症を3種に分けて規定しています

分類	病名	出席停止期間など
第一種	ペスト、ジフテリア、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症など	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（第一種に属するものを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（ムンプス、おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、咽頭発赤、眼の充血）が消退した後2日を経過するまで
	結核、髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで
第三種（主なもの）	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス	医師により感染のおそれなくなったと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111）	症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されるまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	眼症状改善し、医師により感染のおそれないと認められるまで
	急性出血性結膜炎	
	溶連菌感染症	抗菌薬内服後から24～48時間を経るまで
	A型肝炎	肝機能が正常化するまで
	手足口病、ヘルパンギーナ	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、普通の食事ができるようになるまで
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態がよくなるまで
	マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まるまで
	感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普通の食事ができるようになるまで
	RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなるまで
	带状疱疹	すべての発疹が痂皮化するまで
	突発性発疹	発熱がなく（解熱後1日以上経過し）、全身状態が良くなるまで
	☆アタマジラミ	（注意事項）くしやブラシの共有は避ける
☆伝染性軟属腫（ミズイボ）	（注意事項）直接接触や浮き輪・タオル等の共有は避ける	
☆伝染性膿痂疹（とびひ）	（注意事項）治癒するまで共同のプールや入浴は禁止	

「2012年改訂版 保育所における感染症ガイドライン（厚生労働省 平成24年11月）」参考

※登園にあたって、登園許可書（または意見書）が必要になる場合がありますが、保育所から連絡します。

※医師による指示または関係機関との協議により、対応が変更になる場合があります。